

平成20年度当初予算要求通知のポイント

平成19年9月20日

千葉県総務部財政課

(043-223-2076)

1 平成20年度の財政見通し

国の平成20年度予算の概算要求において、地方交付税が出口ベースで4.2%減額されていることなどから、歳入全体として伸びを見込むことは困難です。

一方、高齢化の進展や医療費制度の見直しなどにより、社会保障費は大幅に増加し、交付税の身代わりである臨時財政対策債等の償還に係る公債費も増加する見込みです。

このため、依然として危機的な財政状況が続くものと想定されます。

2 要求にあたっての基本的考え方

事業の選択と集中 ～ゼロベースでの見直しによる事業の再構築～

単なる予算の一律カットで漫然と事業を継続するのではなく、組織のあり方も含め、全般にわたりゼロベースで見直しを行い、人的・物的資源の有効活用が図られるよう、事業の再構築を行います。その際、事業の必要性、緊急性、費用対効果の低下している事業などは大胆に廃止します。

一方で、将来を見据えた上で、積極的な施策の立案を行い、今から着手しておかなければならない新規事業については、枠外要求等により対応します。

多様な主体との連携と協働 ～「新たな公」の実現に向けて～

少子高齢化や人口減少をはじめ、我が国が大きな転換期にある中で、多様な主体が、連携・協働し、主体的に問題を解決し、価値を創造していく姿、いわば「新たな公」の実現が不可欠です。このため、行政だけでなく、県民や、NPO、企業、大学など、地域の多様なちからを結集して、様々な課題を解決していくための取組を一層推進し、限られた財源で最大限の効果を生み出していきます。

総合的、横断的な施策の展開 ～縦割り行政からの転換～

ブレーメン事業を取り入れた県営住宅など、ハードとソフトを融合した施策、部局や分野を超えた総合的、横断的な施策への転換を一層進めます。

徹底した歳入確保 ～財源確保策の再検討～

滞納整理の促進、未利用県有地の売却などを進めるとともに、あらゆる面から歳入を見直し、財源の確保に努めます。また、各省庁の「重点施策推進要望」など、県の施策に合致するものは、積極的に国事業の活用を図ります。

3 編成方式、経費区分、要求基準等について

「基本的考え方」に従って、「ちば2008年アクションプラン」に掲げる施策を着実に実施していくため、平成20年度当初予算編成においても、

「枠配分・枠外要求併用方式」による予算編成を行います。

経費区分は、「義務的経費」「投資枠経費」「その他の政策枠経費」の3区分です。

(1) 義務的経費は、各部局で積算した所要額を要求することとします。

(2) 投資枠経費、その他の政策枠経費については、各部局での徹底した見直しを進めるため、平成19年度当初予算額（一般財源ベース）の93%で枠配分し、各部局は配分枠の範囲内で要求することとします。〔枠配分内要求〕

(3) 各部局において徹底した見直しを行った上で、なお枠配分内では対応できない新規事業・重点事業に対応するため、投資枠経費、その他政策枠経費については、枠配分額の10%を上限に上乗せ要求が可能とします。〔枠外要求〕

〔枠配分内要求と併せた要求全体は対前年度102%まで可能となる〕

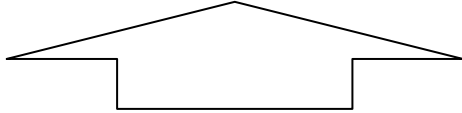
(4) 義務的経費についても、既存施設の廃止や負担協定の改正などの抜本的な見直しを行い、節減に努めることとします。節減額については、投資枠経費・その他の政策枠経費へ転用が可能となります。

4 要求書の提出期限

平成19年11月2日（金）

<平成20年度当初予算編成のイメージ>

多くの選択肢を比較検討した
うえでの「**選択と集中**」



県政のダイナミズムを確保し、各部局の積極的な施策立案を促すため、**枠配分額の10%を上限に**（対前年度102%まで）**枠外要求**が可能

義務的経費は所要額を要求

